

流山市市民投票条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、流山市市民投票条例（平成29年条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(実施請求書等)

第2条 条例第6条第1項の実施請求書は、流山市市民投票実施請求書（別記第1号様式）とする。

2 前項の実施請求書に記載する趣旨は、1,000字以内で記載しなければならない。

3 条例第6条第1項の規定による請求代表者証明書の交付の申請は、流山市市民投票実施請求代表者証明書交付申請書（別記第2号様式）を市長に提出することにより行わなければならない。

4 条例第6条第1項の請求代表者証明書は、流山市市民投票実施請求代表者証明書（別記第3号様式）とする。

5 条例第6条第5項に規定する却下の通知は、流山市市民投票実施請求代表者証明書交付申請却下決定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

(請求代表者の変更)

第3条 条例第6条第1項の規定による請求代表者証明書の交付を受けた請求代表者が二人以上ある場合において、条例第4条第1項の規定による請求を行うまでの間に、その一部の請求代表者が当該市民投票の投票資格者でなくなったときは、他の請求代表者は、流山市市民投票実施請求代表者変更届出書（別記第5号様式）に当該請求代表者証明書を添えて市長に直ちに届け出て、当該請求代表者証明書に請求代表者の変更に係る記載を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受けた場合その他当該請求代表者が当該市民投票の投票資格者でなくなったことを知ったときは、直ちにその旨を告示するものとする。

(署名簿及び署名等)

第4条 条例第7条第1項の署名簿は、流山市市民投票実施請求署名簿(別記第6号様式)とする。

2 条例第7条第1項に規定する署名等は、漢字、平仮名、片仮名、アラビア数字、ローマ字及び市長が認める記号でし、かつ、判読し得るものでなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、盲人は、点字(公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)別表第1に定める点字をいう。以下同じ。)により署名等を行うことができる。

(署名等の収集の委任)

第5条 条例第7条第2項の請求代表者の委任状は、流山市市民投票実施請求署名収集委任状(別記第7号様式)とする。

2 条例第7条第3項の規定による届出は、流山市市民投票実施請求署名収集委任届出書(別記第8号様式)を市長に提出することにより行わなければならない。

(署名等の取消し)

第6条 署名簿に署名等をした者は、請求代表者が条例第8条第1項の規定により署名簿を市長に提出するまでの間は、当該請求代表者を通じて、当該署名簿の署名等を取り消すことができる。

(署名審査名簿の調製)

第7条 条例第9条第1項の規定により調製する署名審査名簿には、投票資格者の氏名、住所、性別、生年月日その他市長が必要と認める事項を記載するものとする。

2 署名審査名簿は、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製することができる。

3 前項の規定により署名審査名簿を磁気ディスクをもって調製する場合の方法及び基準については、市長の選挙における選挙人名簿の例に

よる。

(署名審査名簿の修正等)

第8条 市長は、条例第9条第1項の規定により調製する署名審査名簿に登録されている者の記載内容（前条第2項の規定により磁気ディスクをもって調製する署名審査名簿にあつては、記録内容。以下この条において同じ。）に変更又は誤りがあることを知ったときは、直ちにその記載内容の修正又は訂正をしなければならない。

(署名審査名簿の抄本の閲覧及び異議の申出)

第9条 市長は、条例第9条第2項の規定による閲覧をさせるときは、閲覧開始の日の前日までに閲覧の期間及び場所を告示するものとする。

2 条例第9条第2項の規定による申出は、公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の2第4項各号に掲げるいずれかの書類を提示し、流山市署名審査名簿抄本閲覧申出書（別記第9号様式）を市長に提出することにより行わなければならない。

(署名等の審査)

第10条 市長は、条例第10条第1項の規定による署名の効力を決定するときは、有効又は無効の印をもってその旨を証明しなければならない。この場合において、同一人に係る署名について2以上の署名を有効としたときは、その一を有効と決定しなければならない。

2 署名簿の署名で次に掲げるものは、これを無効とする。

(1) 条例又はこの規則に規定する手続によらない署名

(2) 何人であるかを確認し難い署名

3 市長は、流山市市民投票実施請求署名審査録（別記第10号様式）を作成し、無効と決定した署名についての審査の次第その他必要な事項をこれに記載しなければならない。

4 市長は、署名の効力を決定する場合において必要があると認めるときは、関係人の出頭及び証言を求めることができる。

5 市長は、条例第10条第6項の規定により署名簿を請求代表者に返

付するときは、署名簿の末尾に署名の総数並びに有効署名及び無効署名の総数を記載しなければならない。

(市民投票実施請求署名収集証明書の交付)

第11条 条例第10条第1項に規定する署名の効力を証明した書面は、流山市市民投票実施請求署名収集証明書(別記第11号様式)とする。

(請求の却下等)

第12条 条例第4条第1項の規定による請求があった場合において、署名簿の有効署名の総数が必要署名者数に達しないとき、又は条例第11条第1項に規定する期間を経過しているときは、市長はこれを却下するものとする。

2 前項に規定するもののほか、条例第4条第1項の規定による請求があった場合において、その請求が条例及びこの規則に規定する要件を欠いているときは、市長は、同項の規定による請求を補正させるものとする。この場合において、市長は、補正を命じた日から起算して3日以内の期限を付すものとする。

(投票資格者名簿の調製)

第13条 条例第15条第1項の規定により調製する投票資格者名簿には、投票資格者の氏名、住所、性別、生年月日その他市長が必要と認める事項を記載するものとする。

2 第7条第2項及び第3項の規定は、投票資格者名簿の調製について準用する。

(投票資格者名簿の修正等)

第14条 第8条の規定は、投票資格者名簿の修正及び訂正について準用する。

(投票資格者名簿の抄本の閲覧及び異議の申出)

第15条 市長は、条例第15条第2項で準用する条例第9条第2項の規定により、投票資格者名簿の抄本の閲覧をさせるときは、閲覧開始の日の前日までに閲覧の期間及び場所を告示するものとする。

2 条例第15条第2項で準用する条例第9条第2項の規定による投票資格者名簿の抄本の閲覧の申出は、流山市投票資格者名簿抄本閲覧申出書（別記第12号様式）を市長に提出することにより行わなければならない。

（投票区）

第16条 市民投票の投票区は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条の規定により設けられた投票区とする。

（投票用紙）

第17条 条例第18条第3項の投票用紙は、市長が別に定めるものとする。

（期日前投票）

第18条 条例第19条第1項の期日前投票は、公職選挙法第48条の2の例により行うものとする。

（不在者投票）

第19条 条例第19条第2項の不在者投票は、公職選挙法第49条の例により行うものとする。

（点字投票）

第20条 条例第19条第3項の点字による投票（以下「点字投票」という。）をすることができる投票人は、盲人とする。

2 点字投票をしようとする投票人は、投票管理者に対して、その旨を申し立てることにより行うものとする。

3 前項の規定による申立てがあったときは、投票管理者は点字用の投票用紙を交付しなければならない。

（代理投票）

第21条 条例第19条第4項の代理投票は、心身の故障その他の事由により、○の記号を自書することのできない投票人が投票管理者に申請することにより行うものとする。

（市民投票の結果の報告）

第 2 2 条 開票管理者は、市民投票の点検が終わったときは、直ちに市民投票の点検の結果を市長に報告しなければならない。

(市民投票の結果の告示等)

第 2 3 条 条例第 2 2 条の規定による告示及び通知は、次に掲げる事項を記載して行うものとする。

- (1) 投票日
- (2) 市民投票事項
- (3) 投票資格者総数
- (4) 投票者総数
- (5) 不受理及び持帰りの数
- (6) 投票総数
- (7) 有効投票数
- (8) 選択肢ごとの投票数
- (9) 無効投票数
- (10) その他必要な事項

(補則)

第 2 4 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 2 9 年 1 2 月 2 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年流山市規則第 4 7 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の流山市市民投票条例施行規則の規定により調製された様式が残存している場合は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

第 2 号様式（第 2 条関係）

流山市市民投票実施請求代表者証明書交付申請書

流山市市民投票条例第 6 条第 1 項の規定により、別紙のとおり市民投票実施請求書を添え、市民投票実施請求代表者証明書の交付を申請します。

年 月 日

（宛先）流山市長

住 所 _____

氏 名 _____

（本人が自署した場合は、押印不要）

第 4 号様式（第 2 条関係）

流山市指令第 号
 年 月 日

様

流山市長

印

流山市市民投票実施請求代表者証明書交付申請却下決定通知書

年 月 日に申請のありました市民投票実施請求代表者証明書の交付申請については、次の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

理 由

教 示

行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示の文の標準に定める規則（平成 17 年流山市規則第 14 号）別記第 1 に準じた教示の文を付すこと。

第 5 号様式（第 3 条関係）

流山市市民投票実施請求代表者変更届出書

市民投票事項

上記の事項について、 年 月 日付けで市民投票実施請求代表者であることの証明書の交付を受けたところですが、下記の者が流山市市民投票条例第 6 条第 3 項に該当することとなったため、流山市市民投票条例施行規則第 3 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

該当者 住 所

氏 名

理 由

年 月 日

（宛先）流山市長

市民投票実施請求代表者

住 所 _____

氏 名 _____

（本人が自署した場合は、押印不要）

第6号様式（第4条関係）
（その1）

（ 表 紙 ）

流 山 市 市 民 投 票 実 施 請 求 署 名 簿

市民投票事項

第7号様式（第5条関係）

流山市市民投票実施請求署名収集委任状

市民投票事項

受任者

住所

氏名

生年月日

私は、上記の者に対し、市民投票実施請求署名簿に市民投票実施の請求のために署名を求めることを委任します。

年 月 日

市民投票実施請求代表者

住所 _____

氏名 _____

（本人が自署した場合は、押印不要）

第8号様式（第5条関係）

流山市市民投票実施請求署名収集委任届出書

市民投票事項

受任者

住 所

氏 名

生年月日

委任の年月日

私は、上記の者に対し、市民投票実施請求署名簿に市民投票の実施のために署名を求めることを委任しましたので、流山市市民投票条例第7条第3項の規定により、届け出ます。

年 月 日

（宛先）流山市長

市民投票実施請求代表者

住 所 _____

氏 名 _____

（本人が自署した場合は、押印不要）

第9号様式（第9条関係）

年 月 日

流山市署名審査名簿抄本閲覧申出書

（宛先）流山市長

申出者

住 所 _____

氏 名 _____

（本人が自署した場合は、押印不要）

流山市市民投票条例第9条第2項の規定により、署名審査名簿の抄本の閲覧を申し
出ます。

第11号様式（第11条関係）

流山市市民投票実施請求署名収集証明書

市民投票事項

の市民投票の実施を請求するため、
年 月 日付で市民投票実施請求代表者 から提出のあつ
た署名等の審査の結果は、次のとおりです。

- 1 署名簿の提出冊数 冊
- 2 審査終了年月日 年 月 日
- 3 審査結果
総 数
有効署名数
無効署名数

上記のとおり証明します。

年 月 日

流山市長



第12号様式（第15条関係）

年 月 日

流山市投票資格者名簿抄本閲覧申出書

（宛先）流山市長

申出者

住 所 _____

氏 名 _____

（本人が自署した場合は、押印不要）

流山市市民投票条例第15条第2項の規定により、投票資格者名簿の抄本の閲覧を
申し出ます。